

広島県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十二号

広島県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

広島県公立大学法人評価委員会条例（平成十八年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。